

内水面漁業生産統計調査の民間開放について（案）

平成20年 8 月28日

農林水産省統計部

【民間競争入札とする理由】

実査を含む一体の統計調査業務のうち、調査の内容や調査手法、民間事業者に包括的に委託した場合における調査対象の協力度合い及び業務を受託しうる民間事業者の確保の可能性等を総合的に勘案して、公共サービスの質の確保や民間事業者の確保など市場化テストの導入の趣旨が活かされるものとして、漁業分野の「内水面漁業生産統計調査」を「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札に付すこととする。

【入札の対象範囲】

「内水面漁業生産統計調査」における民間事業者に委託する業務の範囲は、調査関係用品の印刷、調査員の確保・指導、調査客体への協力依頼、調査票の配付・回収、督促、照会対応、調査票の審査、調査票の電子化・集計、結果表の作成、調査客体への謝礼支給とする。（別紙参照）

なお、調査の企画、調査結果の公表、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間業者への指導・監督、事業内容に対する評価等の業務については、国が引き続き実施する予定。

【入札等の実施予定時期】

平成21年度予算概算決定に至る予算編成過程において決定。

【契約期間】

複数年契約とすることが妥当と判断しているが、具体的には平成21年度予算概算決定に至る予算編成過程において決定。

内水面漁業生産統計調査の流れ図(案)

全体の流れ

農林水産省

企画業務

- ・調査票等の原稿作成
- ・調査対象名簿の作成
- ・調査区の設定

公表

- ・公表資料の作成
- ・公表
- ・年報の作成

民間委託の対象範囲

実査準備

- ・調査票等の印刷
- ・調査員の確保・指導
- ・調査客体への協力依頼等

実査

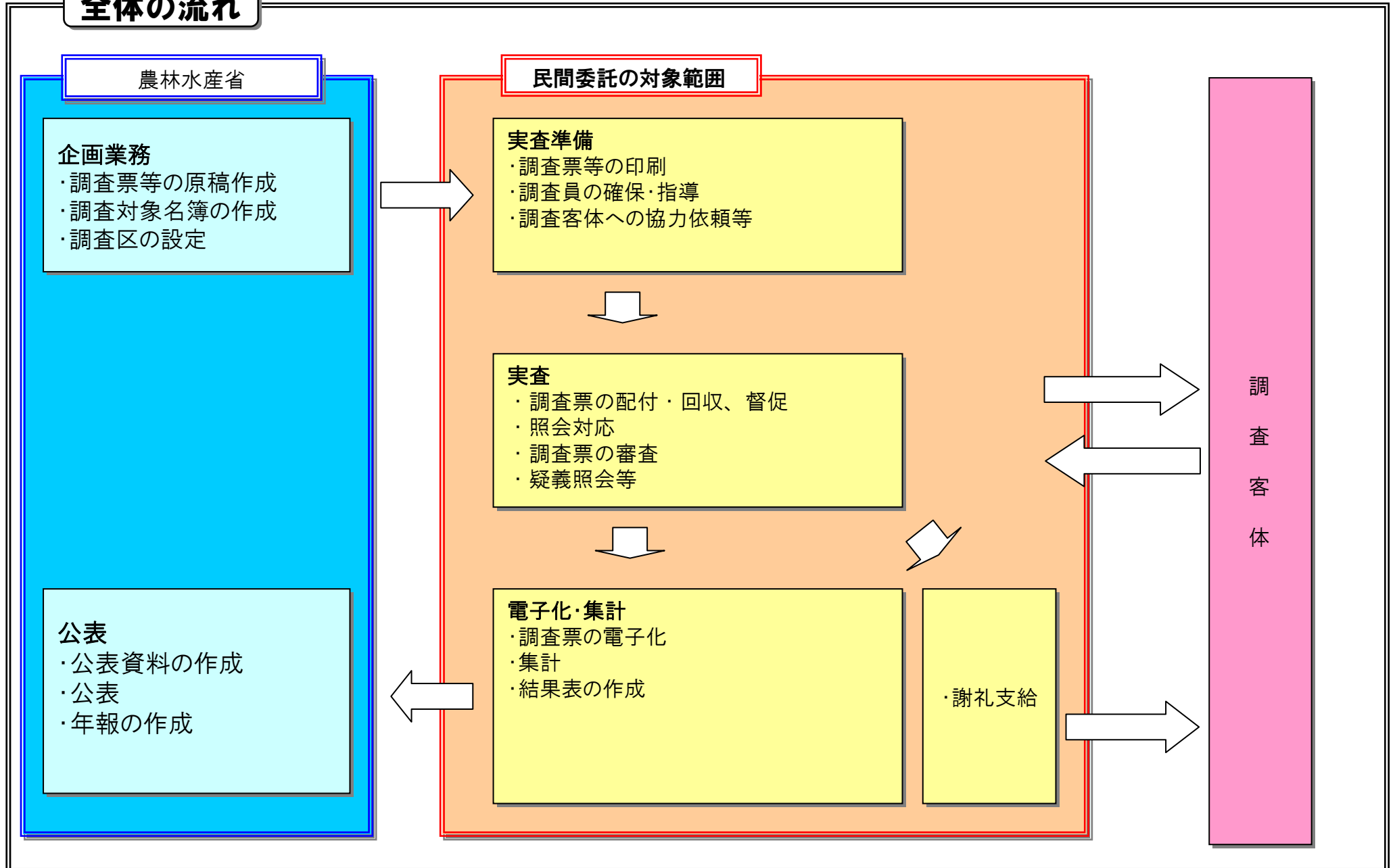
- ・調査票の配付・回収、督促
- ・照会対応
- ・調査票の審査
- ・疑義照会等

電子化・集計

- ・調査票の電子化
- ・集計
- ・結果表の作成

・謝礼支給

調査
客
体



内水面漁業生産統計調査の概要

1 調査の概要

内水面漁業生産統計調査は、内水面漁業・養殖業の生産に関する実態を明らかにし、内水面に係る水産行政の資料を整備することを目的としている。

2 調査の期日

調査の期日は、毎年1月1日から12月31日までの期間について、調査年の翌年1月から3月までに概数値の取りまとめを行い、8月までに確定値の取りまとめを行う。

3 調査の事項

(1) 内水面漁業漁獲統計調査

- ア 魚種別漁獲量
- イ 天然産種苗採捕量

(2) 内水面養殖業収獲統計調査

- ア 魚種別収獲量
- イ 魚種別種苗販売量

(3) 3湖沼漁業生産統計調査

- ア 漁業種類別魚種別漁獲量
- イ 魚種別収獲量
- ウ 天然産種苗採捕量
- エ 魚種別種苗販売量

4 調査対象

(1) 内水面漁業漁獲統計調査

漁業権等が設定された河川及び湖沼のうち、平成20年度調査結果（漁業権等が設定されたすべての河川及び湖沼を調査範囲として実施）に基づき、年間漁獲量が一定基準以上の河川及び湖沼（琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を除く。）並びに年間漁獲量が一定基準未満の河川及び湖沼であっても、統計部長が国の施策上、毎年の調査が必要として指定した河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合又は、同河川及び湖沼で漁業を営む漁業経営体。

(2) 内水面養殖業収獲統計調査

全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖するすべての養殖業経営体。

(3) 3湖沼漁業生産統計調査

琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦を調査範囲とし、調査範囲で生産された水産物を扱うすべての水揚機関並びに調査範囲で漁業又は養殖業を営むすべての漁業経営体及び養殖業経営体。

5 調査対象数

- (1) 内水面漁業漁獲統計調査 672客体※（平成19年度調査実績）

※平成21・22年度調査は、平成20年度調査結果を基に一定基準により設定した調査範囲の調査対象に調査実施。

- (2) 内水面養殖業収獲統計調査 1,988客体

- (3) 3湖沼漁業生産統計調査 1,267客体

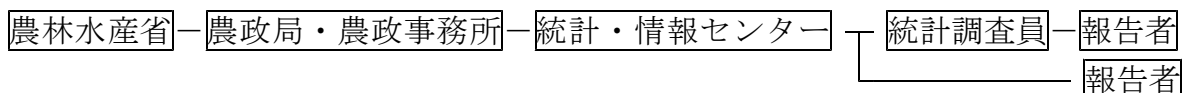
6 調査方法

調査対象に調査票を郵送し、記入された調査票を統計調査員が回収する自計申告の方法により行う。

ただし、調査票の記入が不十分である場合は、統計調査員が調査対象に聞き取ることにより補完する。

なお、協力が得られる調査対象については、往復郵送の方法により行う。

7 調査の実施経路



8 予算額

14,939千円※（平成19年度）

※平成20年度は全数調査実施のため、平成19年度予算額である。